

パブリックコメント用

大田原市総合計画

【令和9年度～令和16年度】

基本構想

(素案)

目 次

第1編 総論	1
第1章 計画策定の目的.....	2
第2章 計画の位置付け	3
第3章 計画の構成と期間.....	5
第4章 大田原市の現況.....	6
第5章 市民の意識と期待.....	9
第6章 大田原市を取り巻く時代の潮流.....	13
第2編 基本構想	15
第1章 基本理念.....	16
第2章 まちの将来像	17
第1節 大田原市の将来像	17
第2節 まちづくりの基本政策	17
第3節 将来人口フレーム.....	19
第4節 土地利用の構想.....	22
第3章 施策の大綱	25
基本政策1 自然と暮らしやすさが調和し、心地よく暮らせるまちづくり.....	25
基本政策2 誇れる歴史、自慢の文化に親しみ、学びと交流が広がるまちづくり.....	26
基本政策3 こどもの笑顔と未来が輝く子育て・教育のまちづくり	26
基本政策4 地域のなりわいと働く人の活躍により、活気とにぎわいあふれるまちづくり.....	27
基本政策5 保健福祉の充実で、健やかに毎日を送ることができるまちづくり.....	27
基本政策6 安全・安心な地域社会で、市民一人ひとりが自分らしく暮らせるまちづくり	28
基本政策7 支え合いとつながりで共創する、魅力と活力あるまちづくり.....	29
基本政策8 持続可能な行財政で、確かな歩みのまちづくり.....	29

大田原市総合計画

第 1 編

総 論

第1章 計画策定の目的

大田原市では、平成17(2005)年10月1日に旧湯津上村、旧黒羽町と合併し、新市としてスタートした翌年度となる平成19(2007)年3月に、総合計画として「新大田原レインボープラン」を、平成29(2017)年3月には新たな総合計画「おおたわら国造りプラン」を策定し、「知恵と愛のある協働互敬のまちおおたわら」を将来像に掲げ、まちづくりを進めてきました。

この間、我が国は本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎え、地域社会の担い手不足や地域経済の縮小などの課題が顕在化するとともに、デジタル化や脱炭素社会への移行など、社会経済環境の変化への対応が求められています。加えて、多様化・複雑化する行政需要への対応などにより、自治体を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。こうした中、行政だけでなく多様な主体との協働による社会課題の解決がより一層求められており、将来にわたる時代の潮流を見通し、これからのまちづくりの明確なビジョンを描く必要があります。

これらの社会経済環境の変化やこれまでのまちづくりの取組を踏まえ、将来にわたって持続可能で魅力ある地域の実現を目指し、市民・行政・多様な主体が相互に強みを生かしながらまちづくりを進めるために、政策の方向性及び具体的な取組を体系的に示す新たな指針として、「大田原市総合計画(基本構想及び前期基本計画)」を策定するものです。

大田原市総合計画策定の変遷

計画期間	計画名
昭和46(1971)年度 ～昭和53(1978)年度	大田原市振興計画
昭和52(1977)年度 ～昭和60(1985)年度	大田原市新振興計画 ～緑と光とやすらぎのある 「首都圏でもっとも平和な住みよい都市」をめざして～ ※昭和52年度に「大田原市振興計画」を改定
昭和61(1986)年度 ～平成7(1995)年度	大田原市総合計画 ～緑と光とやすらぎのある豊かな田園工業都市をめざして～
平成8(1996)年度 ～平成17(2005)年度	おおたわら新世紀レインボープラン ～自然との共生 ひとが輝き まちが輝く～
大田原市・湯津上村・黒羽町 3市町村合併 〈平成17(2005)年度～令和7(2025)年度：新市建設計画期間〉	
平成19(2007)年度 ～平成28(2016)年度	大田原市総合計画「新大田原レインボープラン」 ～住む人が輝き 来る人がやすらぐ 幸せ度の高いまち～
平成29(2017)年度 ～令和8(2026)年度	大田原市総合計画「おおたわら国造りプラン」 ～知恵と愛のある 協働互敬のまち おおたわら～
令和9(2027)年度 ～令和16(2034)年度	大田原市総合計画(基本構想・前期基本計画)

第2章 計画の位置付け

(1) 市の最上位計画

本計画は、市政運営の方向性を示し、まちづくりの最上位に位置する計画であり、各分野の個別計画に方向性を与えるものです。また、国・県等における政策・施策の方向性を踏まえ、整合性を図ることで、連携した取組を推進します。

(2) 自治基本条例との関係

本計画は「大田原市自治基本条例」第13条の規定に基づき策定した計画であり、当該条項の定めにより効率的・効果的な市政運営を行うとともに、計画的で健全な財政運営に努めるものとしています。

大田原市自治基本条例（平成 25 年 9 月 30 日条例第 35 号）※抜粋
（行財政運営：効率的な行財政運営を行うために）

第 13 条 市は、自治の基本理念、将来像を明らかにし、市民と協力して自治を推進するために総合計画を策定するものとする。

2 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を市民に公表するものとする。

3 市は、中長期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

(3) 地方自治法との関係

総合計画の基本部分である「基本構想」については、地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を経たうえで定めることが義務付けられていましたが、法改正により策定義務が廃止され、策定や議会の議決を経る手続の必要性は市の判断に委ねられることとなりました。これは、地域主権改革における国から地方への「義務付け・枠付けの見直し」の一環として、市町村の自主性の尊重と創意工夫の発揮を図る観点から措置されたものであり、基本構想や総合計画の意義が失われたことを意味するものではありません。

そのため、本市では前総合計画に引き続き、「自治基本条例」を根拠として、市政全般を対象とした総合計画を策定し、これに沿って計画的な行政運営を行うこととしています。また、総合計画は、本市のまちづくり及び市政運営の基本方針として策定するものであることから、「地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例」第2条の定めに基づき、これまでと同様に、総合計画の基本部分である「基本構想」については、市民の代表である市議会の議決を経ることとしています。

地方自治法第 96 条第 2 項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例（平成 27 年 6 月 30 日条例第 28 号）※抜粋

第 2 条 議会の議決すべき事件は、法令又は他の条例に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 大田原市自治基本条例（平成 25 年条例第 35 号）第 13 条第 1 項に規定する総合計画に係る基本構想の策定に関すること。

(4) 行政改革大綱との関係

「大田原市行政改革大綱」は、本計画における本市の将来像の実現に向けた基本構想の理念に基づく政策・施策を推進するために必要な行政改革の在り方を示しています。このため、本計画の策定に当たっては、本市の市政を将来にわたって安定的に運営していくため、効果的な行政改革を推進できるよう、同大綱の上位計画として位置付けて策定します。

(5) 未来創造戦略との関係

平成26(2014)年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、令和6(2024)年3月に策定した「大田原市未来創造戦略」は、本市の人口の現状と将来の姿を示す「大田原市人口ビジョン」の実現に向け、目標や施策の基本的方向、具体的な施策を定めたものです。本計画の策定に当たっては、本市の持続可能なまちづくりを総合的かつ一体的に推進するため、「大田原市未来創造戦略」を本計画に統合し、市政全般にわたる基本的方向及び施策体系の中に位置付けています。

(6) その他部門別計画等との関係

各政策分野において取り組む施策を具体的に示す部門別計画等は、各部局において策定し、事業を実施していますが、本計画はこれらの部門別計画等の上位計画として位置付け、部門別計画等の策定にあたっては、本計画との整合性を図ることとします。

第3章 計画の構成と期間

大田原市総合計画は、令和9(2027)年度から令和16(2034)年度までの8年間のまちづくりの考え方を示す「基本構想」と4年間の具体的施策・事業内容を示した「基本計画」、さらに2年間の事業の財源等を示した「実施計画」の3層で構成されています。

(1) 基本構想

期間:8年間【令和9(2027)年度から令和16(2034)年度】

内容:大田原市のまちづくりの基本的な指針を定めた計画であり、まちづくりの基本理念、目指す将来像と施策の大綱から構成されています。

(2) 基本計画

期間:前期4年間【令和9(2027)年度から令和12(2030)年度】

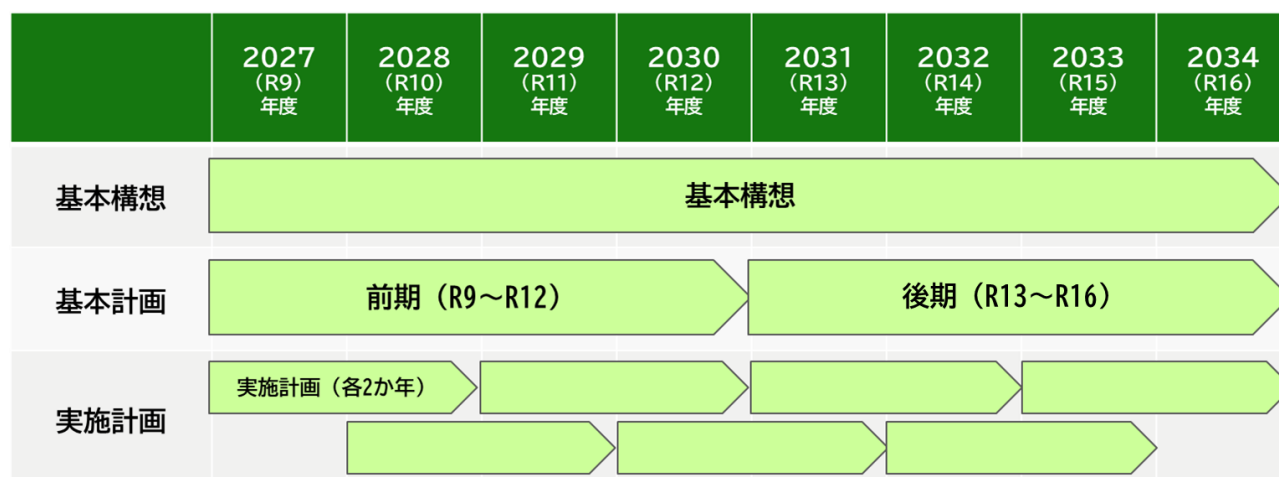
後期4年間【令和13(2031)年度から令和16(2034)年度】

内容:基本構想で示した将来像を具現化するために必要な施策、実施事業を体系化し、明らかにしています。

(3) 実施計画

期間:2年間

内容:基本計画で示した施策を推進するための主要な事業を財源の裏付けとともに明らかにしています。ローリング方式により毎年度見直しを行い、予算編成の指針とします。



第4章 大田原市の現況

(1) 市の沿革

本市は、昭和29(1954)年に大田原町、親園村、金田村が合併して市制を施行しました。その後、佐久山町の編入等を経て発展し、平成17(2005)年には黒羽町・湯津上村を編入し、令和6(2024)年に市制施行70周年を迎えました。城下町として栄えた大田原、芭蕉ゆかりの黒羽、古代史の要所である湯津上の各地域が、長年育んできた豊かな歴史と個性を融合させ、農林業、工業、商業の各産業がバランスよく発展し、県北地域の拠点都市としての役割を担ってきました。

(2) 地勢

本市は栃木県北東部に位置し、東は茨城県大子町、西は矢板市、南はさくら市及び那珂川町、北は那須塩原市及び那須町に接しています。面積は354.36km²で、八溝山系の豊富な森林を有し、西に箒川の清流、中央に蛇尾川のせせらぎ、東に関東の四万十川といわれる那珂川の3河川が流れ、国内最大とも言われる複合扇状地である那須野が原を形成する平野部では、恵まれた水資源を利用した広大で肥沃な水田が広がり一大穀倉地帯となっています。

(3) 自然・気候

本市は、国指定天然記念物のミヤコタナゴをはじめ、ザゼン草群生地、琵琶池や羽田沼に飛来する白鳥、八溝県立自然公園の豊かな植生など、多くの貴重な自然資源に恵まれています。また、那珂川やその支流である箒川は、鮎釣りのメッカとして知られ、シーズン中は関東近郊から訪れる釣り愛好者で賑わいます。

気候は、夏と冬、朝と夕の気温の差が大きい内陸性の気候で、冬季に降水量が少ないという特徴がありますが、近年は、夏の猛暑や局地的な集中豪雨など、気候変動による大きな変化も見られます。

(4) 道路・交通ネットワーク

本市の道路網は、南北方向に国道4号・国道294号が、東西方向に国道400号・国道461号が、それぞれ幹線軸を形成し、さらに市街地から近隣の市町に延びる主要地方道などによって、良好な交通ネットワークが形成されています。一方、公共交通機関は、JR東北本線(宇都宮線)の野崎駅、西那須野駅及び東北新幹線の停車駅である那須塩原駅から市街地を結ぶ市営バス及び民間路線バスが運行されています。市営バスは市役所を基点として、市街地を中心に循環しており、市内の拠点地域を結ぶ民間路線バスとともに市民の日常生活の足となっています。さらに、親園地区、野崎地区、佐久山地区、湯津上地区、黒羽地区、川西地区、両郷地区、須賀川地区ではデマンド交通が運行されており、地域住民に活用されています。

(5) 伝統・文化

本市には、国宝「那須国造碑(なすのくにのみやつこのひ)」や徳川光圀の命で日本考古学史上初の学術発掘調査が行われた国史跡「侍塚古墳」、古代の主要道路であった「東山道駅路跡」、国重要文化財建造物を有する「那須神社」や「大雄寺(だいおうじ)」など文化遺産が数多く残っています。また、平家物語の源平屋島の合戦で扇の的を射抜いたエピソードで有名な那須与一ゆかりの地としての“与一の里”や、松尾芭蕉が『おくのほそ道』の旅で最長期間滞在し、数々の名句を詠んだ“芭蕉の里”としても知られています。

伝統文化としては、大田原城築城に因む「城鋤舞(しろくわまい)」や本県でも珍しい雅楽系の芸能である「正浄寺(しょうじょうじ)の雅楽」のほか、江戸時代から続く大田原神社の屋台行事として市指定無形民俗文化財にも指定されている「大田原屋台まつり」があり、長い歴史と伝統を有し、今日まで受け継がれています。

また、本市は良質な竹の産地であり、伝統工芸として竹工芸の技術が受け継がれ、これまでに勝城蒼鳳氏、藤沼昇氏の2人の人間国宝を輩出しています。

(6) 産業

1) 農業

農業では、良質で豊富な水や肥沃な土壌で育まれる米は関東地方でトップクラスの生産高を誇り、そのほか麦、大豆などの土地利用型農業を基幹に、特産品である「ねぎ」、「アスパラガス」、「なし」などの生産が行われており、首都圏の食糧供給基地としての役割を担っています。

また、近年は、農業体験のできるグリーン・ツーリズム、先進技術を活用したスマート農業、オーガニックビレッジ宣言による有機農業等にも取り組んでいます。

2) 商業

商業では、個人商店を中心とした中心市街地と大手チェーン店等による郊外型の大型商業施設が共存する形態となっており、広域的な集客力を有しています。

中心市街地では、市街地再開発事業により「トコトコ大田原」が拠点施設として整備されています。また、都市計画道路3・3・1号沿いを中心に大型商業施設が立地していますが、商品販売額は減少傾向にあり、中心市街地においては、空き店舗対策やにぎわい創出が課題となっています。

3) 工業

工業では、野崎工業団地、野崎第二工業団地、中田原工業団地、品川台工業団地等が整備されています。製造品出荷額等は県内第5位(2023年経済構造実態調査)であり、県内有数の工業都市となっています。これまで、製造拠点の海外進出傾向や経済不況の影響などもあり、平成19(2007)年をピークに減少傾向にありましたが、令和4(2022)年以降は再び増加に転じています。

4) 林業

林業では、市域の約4割を森林が占め、民有林を中心に人工林が多く、その割合は県平均を大きく上回っています。本市を含む八溝山系で生産される「八溝材」は、寒冷な気候の中で育つため強度が高く、木目や赤みの美しさが特徴です。

伐採に適した時期を迎えた森林の活用と伐採後の確実な植林を進め、森林資源の循環的な利用を図るとともに、水源の涵養や土砂災害の防止、地球温暖化の防止といった多面的・公益的機能が発揮されるよう、適切な森林整備を進める必要があります。

5) 産業分析

地域経済の自立度を示す地域経済循環率(令和4(2022)年)を見ると、本市は、109.9%で、県内14市中宇都宮市に次いで、2番目に高くなっており、経済の自立性や持続性が保たれていることがわかります。

経済センサスの産業別就業者数は、令和3(2021)年では33,258人であり、平成24(2012)年の33,892人に比べ1.9%減少しており、特にサービス業が大きく減少しています。

雇用・稼ぐ力の観点(従業員及び純付加価値額の特化係数)からは、本市は、農林漁業、製造業が全国平均を大きく上回っており、本市の産業の強みとなっています。

第5章 市民の意識と期待

本計画を策定するに当たり、将来のまちづくりの方向性についての市民の皆様の意見や要望を把握するため、市民意識調査を実施しました。

調査は、令和7(2025)年11月、大田原市に居住する18歳以上の市民3,000人を無作為に抽出し、郵送方式(回収については、インターネット方式を併用)で行いました。その結果、有効回答票は1,870票、有効回答率は62.3%でした。

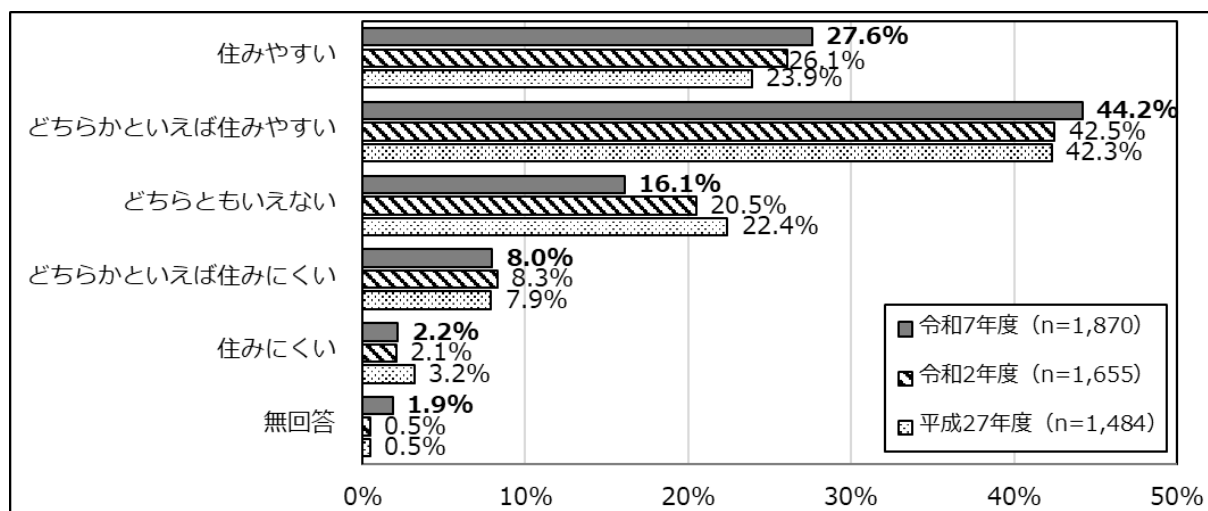
(1)大田原市の住み心地等について

1) 住み心地

大田原市の住み心地については、「住みやすい」及び「どちらかといえば住みやすい」を合わせると71.8%となっています。一方、「住みにくい」及び「どちらかといえば住みにくい」を合わせると10.2%となっています。

前回(令和2(2020)年度)、前々回調査(平成27(2015)年度)結果と比較すると、「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と回答した割合が前回調査から増加しており、「どちらかといえば住みにくい」と回答した割合がわずかに減少しています。

【住み心地】

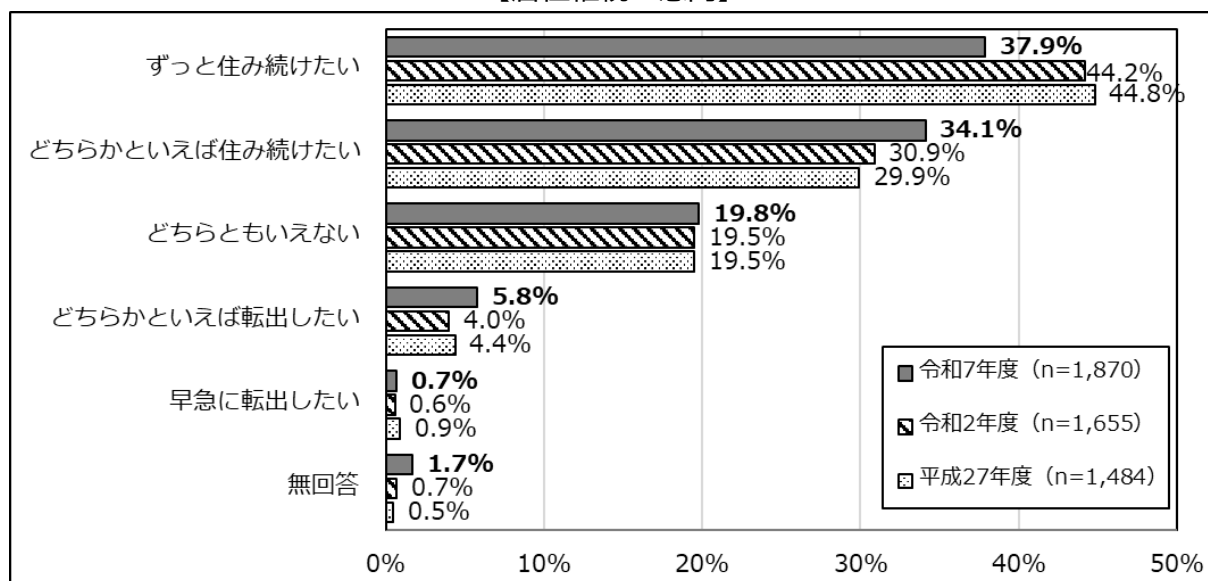


2) 居住継続の意向

居住継続の意向については、「ずっと住み続けたい」及び「どちらかといえば住み続けたい」を合わせると72.0%となっています。一方、「早急に転出したい」及び「どちらかといえば転出したい」を合わせると6.5%となっています。

前回(令和2(2020)年度)、前々回調査(平成27(2015)年度)結果と比較すると、「ずっと住み続けたい」と回答した割合が減少した一方で、「どちらかといえば住み続けたい」と回答した割合は増加しています。

【居住継続の意向】

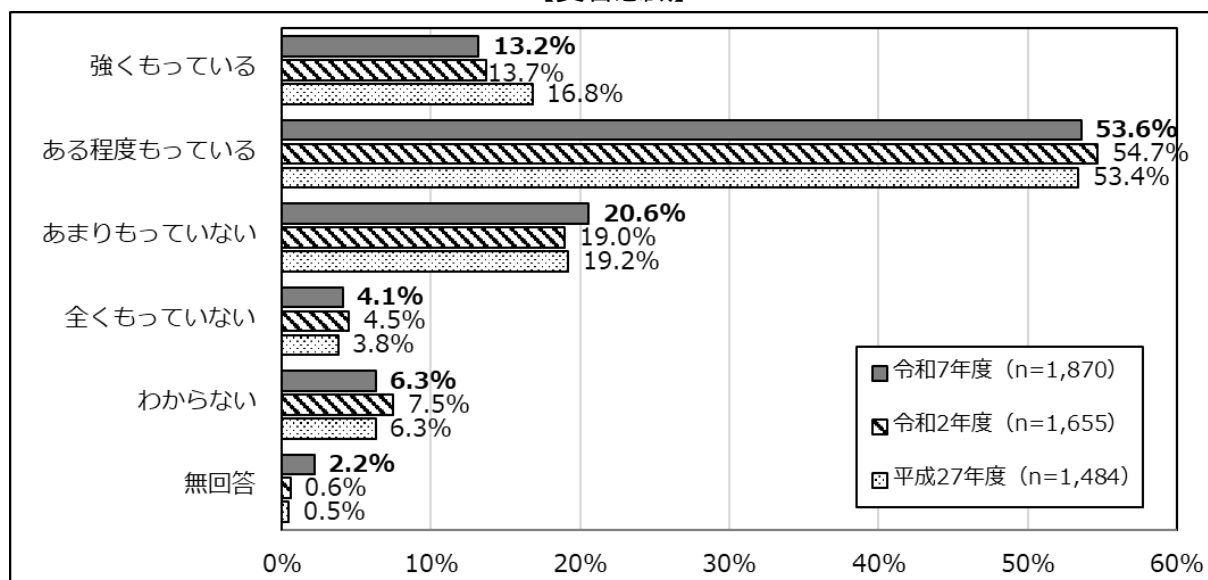


3) 愛着意識

大田原市への愛着について、「強くもっている」及び「ある程度もっている」を合わせると66.8%となっています。一方、「全くもっていない」及び「あまりもっていない」を合わせると24.7%となっています。

前回(令和2(2020)年度)、前々回調査(平成27(2015)年度)結果と比較すると、「強くもっている」「ある程度もっている」と回答した割合がやや減少した一方で、「あまりもっていない」と回答した割合はやや増加しています。

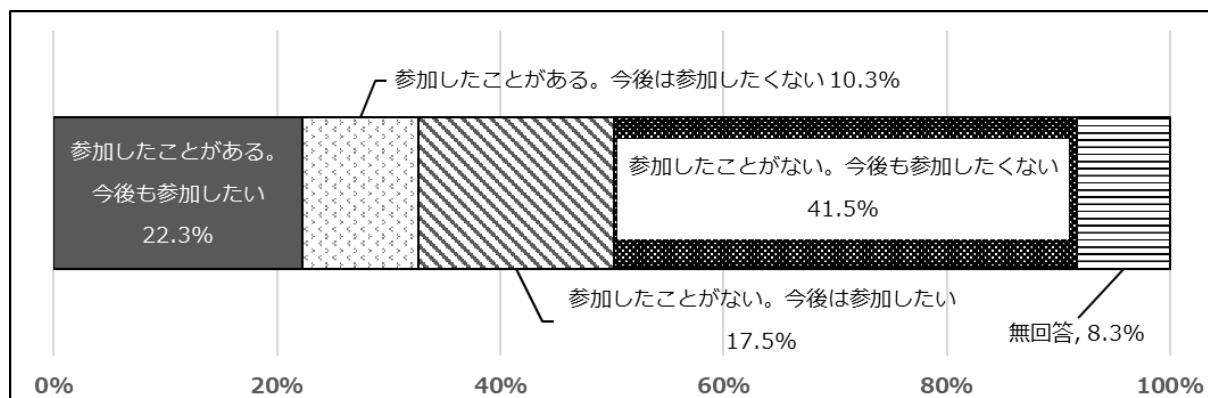
【愛着意識】



(2) 市民活動の経験

市民活動への参加経験について、「参加したことがない。今後も参加したくない」が41.5%と最も高くなっています。次いで、「参加したことがある。今後も参加したい」が22.3%、「参加したことがない。今後は参加したい」が17.5%、「参加したことがある。今後は参加したくない」は10.3%と続いています。

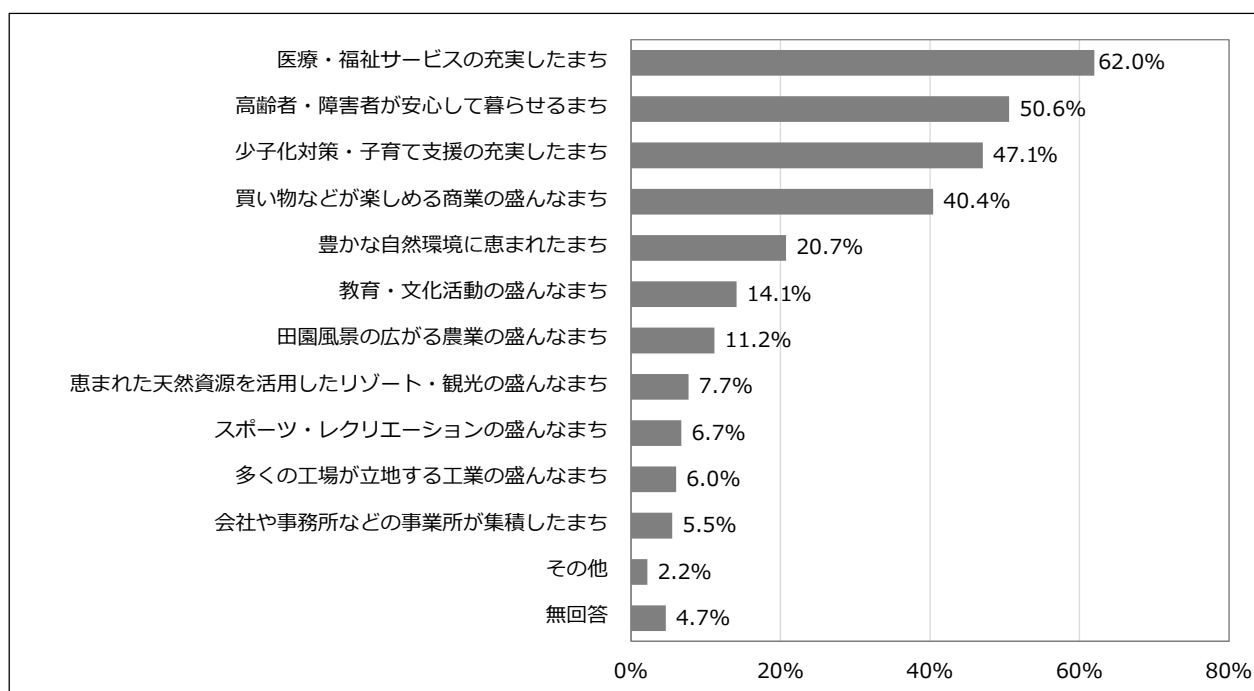
【市民活動の経験】



(3) 今後の大田原市への期待

今後の大田原市への期待として、最も多い意見は「医療・福祉サービスの充実したまち」であり、次いで「高齢者・障害者が安心して暮らせるまち」、「少子化対策・子育て支援の充実したまち」、「買い物などが楽しめる商業の盛んなまち」、「豊かな自然環境に恵まれたまち」の順となっています。

【今後の大田原市への期待】



(4) 市民ワークショップで挙げられた市の将来像

市内に在住もしくは在学、在勤の18歳以上の方を募集し、計12名の参加者のもと令和8(2026)年2月7日に次期総合計画基本構想及び前期基本計画の策定に向けた市民ワークショップを実施しました。当該ワークショップでは、市の現状や課題を共有の上、「将来の大田原市がどのようなまちになってほしいか」をテーマに、参加者を2グループに分け、グループごとに活発な意見交換を行いました。参加者の皆さまからは、以下のように多岐にわたる視点から、大田原市の将来に向けた率直なご意見やアイデアをいただきました。ワークショップの最後には、各グループで話し合った内容を全体で共有し、様々な立場からの意見を参加者全員で確認しました。

まちの強みでは、災害の少なさや良質な水、豊かな自然・田園景観といった良好な生活環境、米・酒等の地元産品や歴史・伝統文化などの地域資源に加え、新幹線駅への近さ、地域のつながり、高齢者施設の充実などの意見が挙がりました。一方、まちの弱みでは、市内交通の不便さといった生活環境の課題、若者の雇用機会の不足や農業の担い手不足といった産業・雇用面の課題、地域活動の担い手不足や自治会加入率の低下といった地域コミュニティの課題に加え、少子化に伴う学校維持の難しさ、空き家の増加、結婚・出産支援や情報発信の不足などが挙げられました。

そして、まちの強みを伸ばし、弱みを克服するために必要な取組では、地元産品や観光資源を生かした魅力発信、イベントの開催、情報発信の強化などによる交流人口の拡大が挙げられました。また、住民参加機会の拡大や自治会活動の活性化による地域コミュニティの維持・強化、市内交通の改善による生活利便性の向上、雇用・教育・子育て環境の充実による定住促進が必要との意見も挙げられました。

【市民ワークショップの内容】

**次期大田原市総合計画策定に向けた
市民ワークショップ**

大田原市の魅力と課題

大田原市をもっと良いまちにするためには？

グループ1

グループ2

2026/02/07 h'nt

第6章 大田原市を取り巻く時代の潮流

新たなまちづくりを進めるに当たっては、本市を取り巻く社会・経済の動きなど、時代の変化を的確に把握し、速やかに対応していくことが重要となります。これからのまちづくりにおいて、対応すべき代表的な時代の流れは次のとおりです。

(1) 人口減少と社会構造の変化

我が国の総人口は平成20(2008)年をピークに減少局面に入り、令和7(2025)年には約1億2,300万人となっており、少子高齢化の進行が続いています。65歳以上の人口割合は約29%に達し、15歳から64歳の生産年齢人口は平成7(1995)年をピークに減少を続けていることから、地域コミュニティの担い手不足が顕在化しています。加えて、人の流れの変化として都市部への人口集中が続く一方、価値観やライフスタイルの多様化、ウェルビーイングへの意識の高まりにより、地方での多様な暮らし方への関心も増加しています。また、地域コミュニティにおいては担い手不足に加え、孤独・孤立の顕在化が社会課題となっています。さらに、こども・子育て政策の強化や多様な人材の活躍確保が求められており、子育てしやすい環境整備や若者・女性・高齢者など多様な主体の参画促進が必要です。こうした状況を踏まえ、移住・定住の促進や関係人口の創出とともに、人と人とのつながりを再構築し、持続可能で包摂的な地域社会の形成を図ることが重要です。

(2) 地域経済と産業を取り巻く環境の変化

地域経済を取り巻く環境は、人口減少に伴う市場規模の縮小に加え、物価高騰・人件費上昇の進行や人手不足の常態化により、厳しさを増しています。特に中小企業においては、後継者不在や担い手不足が課題となっており、地域産業の維持・発展が求められています。一方で、訪日外国人旅行者数は令和7(2025)年に約4,268万人と過去最高を記録しており、観光需要の拡大は地域経済の活性化に寄与する重要な要素となっています。また、デジタル技術・AIの進展等に伴うDXの加速により、産業構造やビジネスモデルも大きく変化しています。こうした環境変化に対応するためには、既存産業の生産性向上や付加価値の向上を図るとともに、多様な人材の活躍機会の確保や柔軟な働き方への対応が必要です。あわせて、地域資源を活かした新産業の創出や観光振興、デジタル技術の活用を通じて、持続可能で強靱な地域経済の構築を進めることが求められています。

(3) 安全・安心なまちづくりと危機管理

気候変動の深刻化に伴い、豪雨や台風などの自然災害は激甚化・頻発化しており、安全・安心への意識の高まりが一層進んでいます。短時間強雨の発生件数は過去と比較して増加しており、災害リスクの増大が懸念されています。こうした状況の中、国土強靱化の観点から生活基盤の形成や公共施設・インフラの老朽化への対応が重要な課題となっています。さらに、令和2(2020)年以降の感染症拡大の経験を踏まえ、医療・保健体制の強化や行政サービスの提供方法の見直しなど、危機管理体制の高度化が求められています。加えて、地域コミュニティの弱体化により災害時の共助機能の低下も懸念されることから、地域住民や関係機関との連携強化が不可欠です。防災・減災対策、インフラ更新、情報伝達体制の整備などを総合的に推進し、多様化するリスクに対応できる強靱な地域づくりを進める必要があります。

(4) 環境と調和した持続可能なまちづくり(SDGs の推進)

地球規模での気候変動の深刻化を受け、環境・エネルギーへの関心が高まるとともに、脱炭素・GXの進展が重要な政策課題となっています。我が国は令和32(2050)年のカーボンニュートラル実現を目標としており、温室効果ガス排出削減に向けた取組の加速が求められています。また、気候変動の影響に対応する適応策の必要性も高まっており、防災や都市構造の見直しなど幅広い分野での対応が必要です。さらに、持続可能なまちづくりに向けたSDGsの取組は、令和12(2030)年の達成期限に向けて、環境・社会・経済の統合的な推進が求められています。本市においても、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入、資源循環の推進、自然環境の保全を進めるとともに、市民・事業者との協働による意識改革と行動変容を促進することが重要です。

(5) デジタル化の推進と地域 DX

デジタル技術やAIの進展、DXの加速等により、社会全体の構造や行政サービスの在り方は大きく変化しています。インターネット利用率は90%を超え、デジタル基盤は広く普及していますが、一方で高齢者を中心にデジタルデバイドの課題も存在しています。さらに、感染症拡大の経験を経て、オンライン行政サービスや非接触型サービスの重要性が高まりました。こうした中、EBPM(根拠に基づく政策立案)の観点から、データに基づく政策形成の重要性も一層高まっています。行政においては、手続のオンライン化やデータ利活用の推進に加え、地域課題解決に資するデジタル技術の導入を進める必要があります。また、多様な人材の活躍を支えるデジタル環境の整備やICT人材の育成を進めるとともに、誰一人取り残さないデジタル社会の実現を目指すことが求められています。

(6) 持続可能な行財政運営と広域連携

地方分権の進展に伴い、自治体には主体的な行財政運営が求められる一方、人口減少による税収減少や社会保障費の増加により、財政環境は一層厳しさを増しています。また、公共施設・インフラの老朽化への対応や更新費用の増大も大きな課題となっています。

このような状況の中、持続可能な行財政運営を実現するためには、限られた資源の効率的な活用とともに、EBPMを活用した政策の優先順位付けや事業の選択と集中が重要です。さらに、人手不足の常態化や専門人材不足への対応として、広域連携・地域間連携の推進が不可欠です。ごみ処理や医療、公共施設の共同利用などにおける連携を進めることで、スケールメリットを活かした効率的な行政運営が可能となります。

加えて、公共施設については、人口規模や利用実態の変化を踏まえ、施設総量の適正化を図るとともに、統廃合や複合化、長寿命化改修、民間活力の活用などを計画的に推進する必要があります。特に、施設ごとの利用状況や維持管理コスト、将来的な需要見通しを総合的に分析し、真に必要な機能の確保と効率的な配置を実現することが重要です。

これらの取組を通じて、持続可能で柔軟な行政体制を構築し、安定した行政サービスの提供を図る必要があります。

大田原市総合計画

第 2 編

基 本 構 想

令和9年度～16年度

第1章 基本理念

昭和49(1974)年に定められた大田原市民憲章に基づき、本構想において5つの基本理念を定めます。

基本理念1:快適で持続可能な生活環境を次世代へつなぐまち

良好な住環境の形成と都市基盤の適切な整備を進め、まちと自然の魅力を生かしながら、将来にわたり持続可能な生活環境を維持し、次世代へとつなぐまちづくりを進めます。

【市民憲章】
わたしたちは 自然を愛し 環境をととのえ
大田原を美しいまちにしましょう

基本理念2:歴史や伝統を生かし、学びと交流で人が育つまち

歴史や伝統、文化などの大田原市の強みを継承しながら、市民一人ひとりの学びや多様な主体の参加・交流を促進し、地域と人がともに成長し続けるまちづくりを進めます。

【市民憲章】
わたしたちは 歴史と伝統を生かし よい風習をそだて
大田原を文化の高いまちにしましょう

基本理念3:多彩な産業によって、活力と雇用を生み出し続ける豊かなまち

誰もが生きいきと働き、地域の魅力を生かした多様な仕事と産業が広がる、活力とにぎわいのあるまちづくりを進めます。

【市民憲章】
わたしたちは 心身をきたえ 仕事にはげみ
大田原を豊かなまちにしましょう

基本理念4:個々の価値観を尊重しあい、誰もが安全・安心にいきいきと暮らせるまち

こどもから高齢者まで、すべての市民が互いを尊重し支え合いながら、健康で安心に暮らすことができる、包摂的なまちづくりを進めます。

【市民憲章】
わたしたちは 若い力をそだて としよりをうやまい
大田原を明るいまちにしましょう

基本理念5:市民・地域・行政が連携し、持続可能な地域社会を実現するまち

市民、地域、行政がそれぞれの役割を担い、連携・協働による地域運営を進めるとともに、効率的で持続可能な行財政運営により、将来にわたり自立したまちづくりを進めます。

【市民憲章】
わたしたちは きまりを守り なごやかな家庭をつくり
大田原を住みよいまちにしましょう

第2章 まちの将来像

第1節 大田原市の将来像

こどもの笑顔と地域の誇りが未来を拓き みんなで創る おおたわら

こどもたちの笑顔は、まちの未来そのものです。こどもたちが安心して育ち、学び、希望を持てる環境を整えることは、人口減少が進む中であっても、本市が活力を保ち続けるための大切な基盤となります。

また、本市には、豊かな自然や先人たちから受け継がれてきた歴史や文化、地域に根差した産業など、誇りを持てる、次の世代へ受け継ぐべき多くの資源があります。これらを市民一人ひとりが誇りとして見つめ直し、活かし、磨いていくことが、本市らしい未来を拓く力となります。

こうした未来を、行政だけでなく、多様な主体が共に創っていくまちを目指し、大田原市の将来像を「こどもの笑顔と地域の誇りが未来を拓き みんなで創る おおたわら」と定めます。

第2節 まちづくりの基本政策

加速化する人口減少や少子高齢化の進行、地域経済を支える担い手不足、公共交通や地域コミュニティ機能の維持、頻発化、激甚化する自然災害への対応、さらには老朽化したインフラや公共施設等、社会資本の維持・更新費用の増大など本市を取り巻く社会経済情勢は一層厳しさを増しています。

このような状況の中にあっても、まちづくりの基本理念に基づき、市の将来像を具現化するため、市民、市民団体、事業者、関係機関及び周辺自治体等との連携・協働によるまちづくりの基本政策を以下のとおり定めます。ただし、施策の実施にあたっては、基本施策の枠にとらわれることなく、必要に応じて、分野横断的な連携によって、課題解決に向けた取組を実施します。

(1) 自然と暮らしやすさが調和し、心地よく暮らせるまちづくり

豊かな自然環境とこれまで培ってきた地域の魅力を大切にしながら、快適で暮らしやすい住環境を整えるとともに、利便性の高い都市基盤の整備を進め、誰もが心地よさを感じられる空間を創出し、自然と都市機能が調和した魅力あるまちを目指します。

(2) 誇れる歴史、自慢の文化に親しみ、学びと交流が広がるまちづくり

地域の歴史や文化を次世代へ引き継ぎその価値を高めながら、図書館や公民館などを通じて学びの機会を広げるとともに、世代や地域を越えた交流を促進し、人と人とのつながりを育み地域への愛着と誇りを深めるまちを目指します。

(3) こどもの笑顔と未来が輝く子育て・教育のまちづくり

妊娠期から子育て期、学齢期まで切れ目ない支援体制を整え安心してこどもを育てられる環境を創るとともに、保育や教育の質の向上と家庭・地域・学校の連携によりこどもの健やかな成長を支えこどもがのびのびと笑顔で暮らせるまちを目指します。

(4) 地域のなりわいと働く人の活躍により、活気とにぎわいあふれるまちづくり

地元企業や農林業、商業などの活性化に取り組むとともに、新たな産業の創出や起業支援を進め、多様な働き方と雇用の機会を広げることで若者から高齢者まで誰もが活躍できる環境を整え、活力ある地域経済の実現を目指します。

(5) 保健福祉の充実で、健やかに毎日を送ることができるまちづくり

地域医療体制や福祉サービスの充実を図り誰もが安心して生活できる環境を整えるとともに、予防や健康づくりの取組を推進し地域での支え合いを広げることで、高齢になっても自分らしくいきいきと暮らせる健康長寿のまちを目指します。

(6) 安全・安心な地域社会で、市民一人ひとりが自分らしく暮らせるまちづくり

防災・減災対策や防犯対策を強化し災害や犯罪から市民の命と暮らしを守るとともに、地域の見守りや交通安全の取組を進めることで日常生活の安全性を高め、誰もが安心して暮らせる支え合いのある地域社会の実現を目指します。

(7) 支え合いとつながりで共創する、魅力と活力あるまちづくり

市民一人ひとりの参加のもと地域課題の解決に取り組むとともに、周辺自治体との連携を進め広域的な視点で効率的なサービス提供を行い、限られた資源を有効に活用しながら将来にわたり持続可能な地域運営を目指します。

(8) 持続可能な行財政で、確かな歩みのまちづくり

限られた財源を有効に活用した効率的で健全な行財政運営を進めるとともに、デジタル化の推進や業務改善により行政サービスの質を高め透明性の確保を図りながら将来世代に負担を残さない持続可能な行政運営を目指します。

第3節 将来人口フレーム

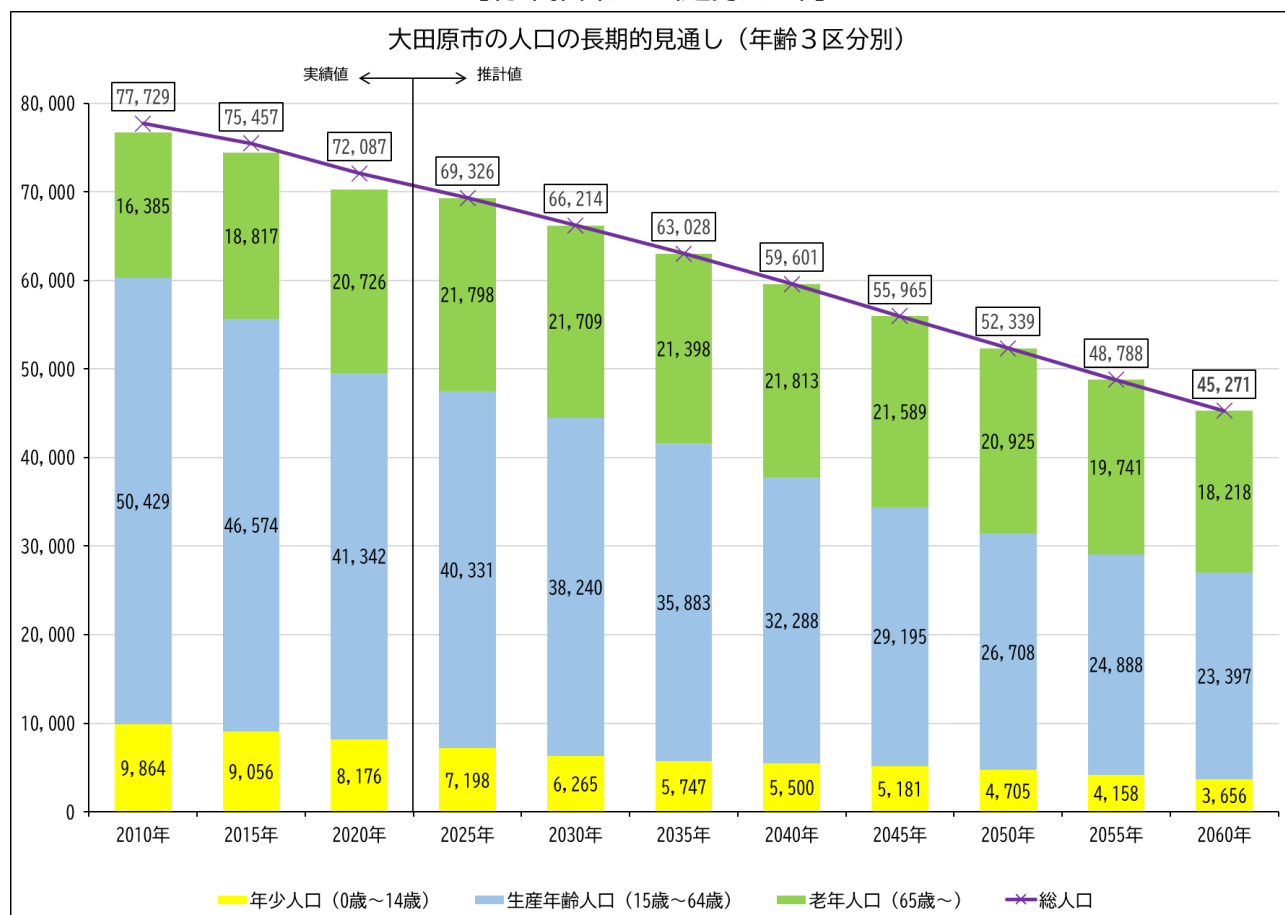
(1) 総人口

人口推計にあたっては、現状の自然動態及び社会動態を仮定値として設定した「趨勢人口」と施策の効果によって出生率の改善及び転出超過の改善が図られた場合の仮定値を設定した「目標人口」の2つのケースについて推計を行います。

1. 趨勢人口

本市の人口は平成17(2005)年の79,023人をピークに減少傾向にあり、令和7(2025)年の国勢調査(速報値)では、68,438人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、現状の自然動態及び社会動態が継続すると仮定した場合、令和42(2060)年には、45,271人になると推計されており、これを趨勢人口として、本計画の将来の人口フレームに設定します。基本計画における事業検討にあたっては、趨勢人口をベースとして事業を組み立てることとします。

【将来推計人口(趨勢人口)】



（出典：国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口(令和5年推計)）

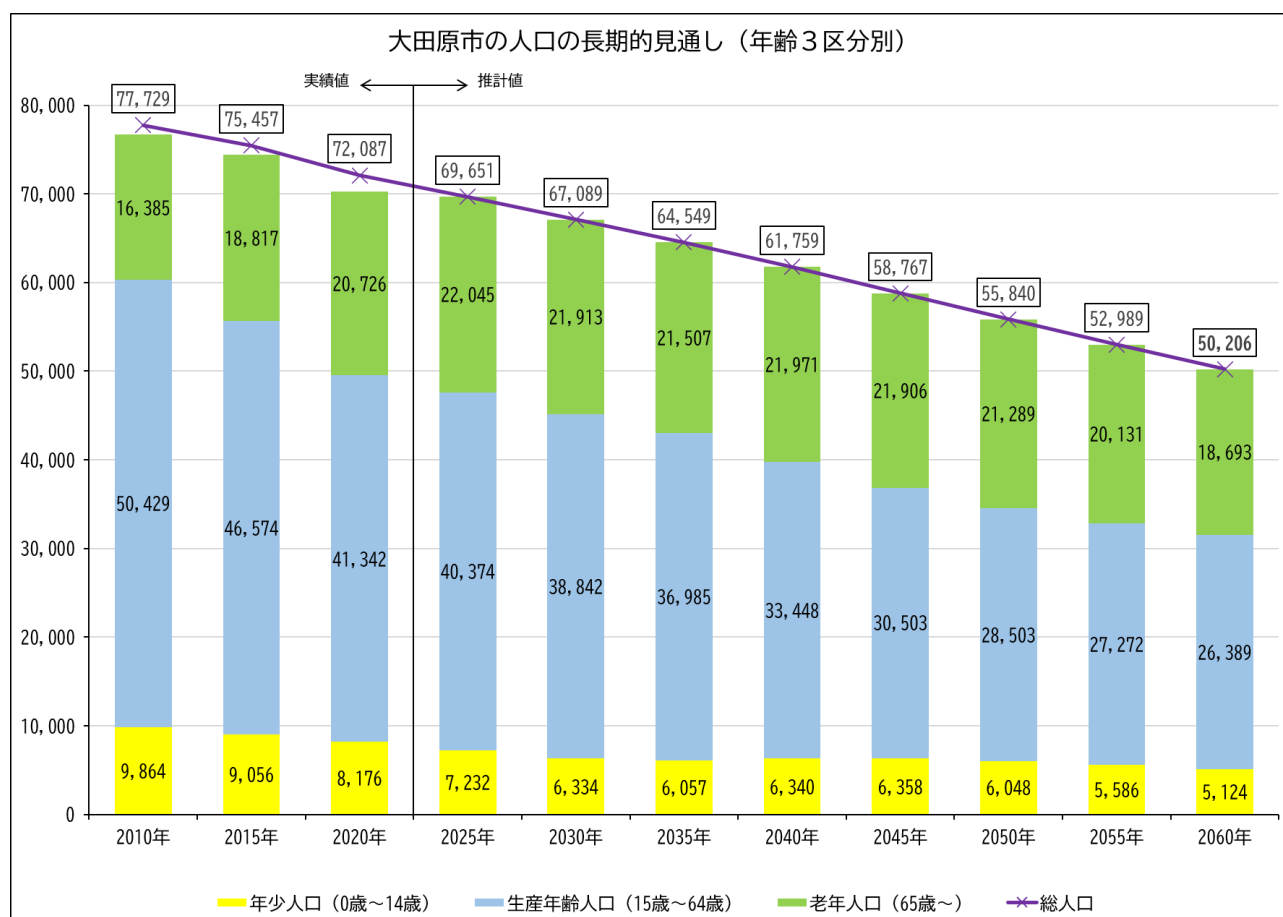
2. 目標人口

本市では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成27(2015)年に「大田原市人口ビジョン」及び「大田原市未来創造戦略」を策定し、地方創生の取組を推進することで、人口問題対策に取り組んでまいりました。人口ビジョンでは、令和42(2060)年の人口を60,000人に維持することを目標として、「大田原市未来創造戦略」に定めた事業を推進していますが、人口ビジョン策定から10年が経過し、趨勢人口との乖離が大きくなっていることから、人口ビジョンを見直し、現状を踏まえた推計を行うこととしました。

この10年間の人口動態の推移を分析し、「大田原市未来創造戦略」による人口問題対策が順調に効果を上げた場合の将来人口を改めて推計した結果、令和42(2060)年の人口を50,206人と推計し、新たな人口ビジョンの将来見通しとしました。

本計画においては、本計画に包含される「大田原市未来創造戦略」によって人口減少の抑制が図られた場合の目標として、人口ビジョンを目標人口として設定します。

【将来推計人口(目標人口)】



（大田原市政策推進課独自推計）

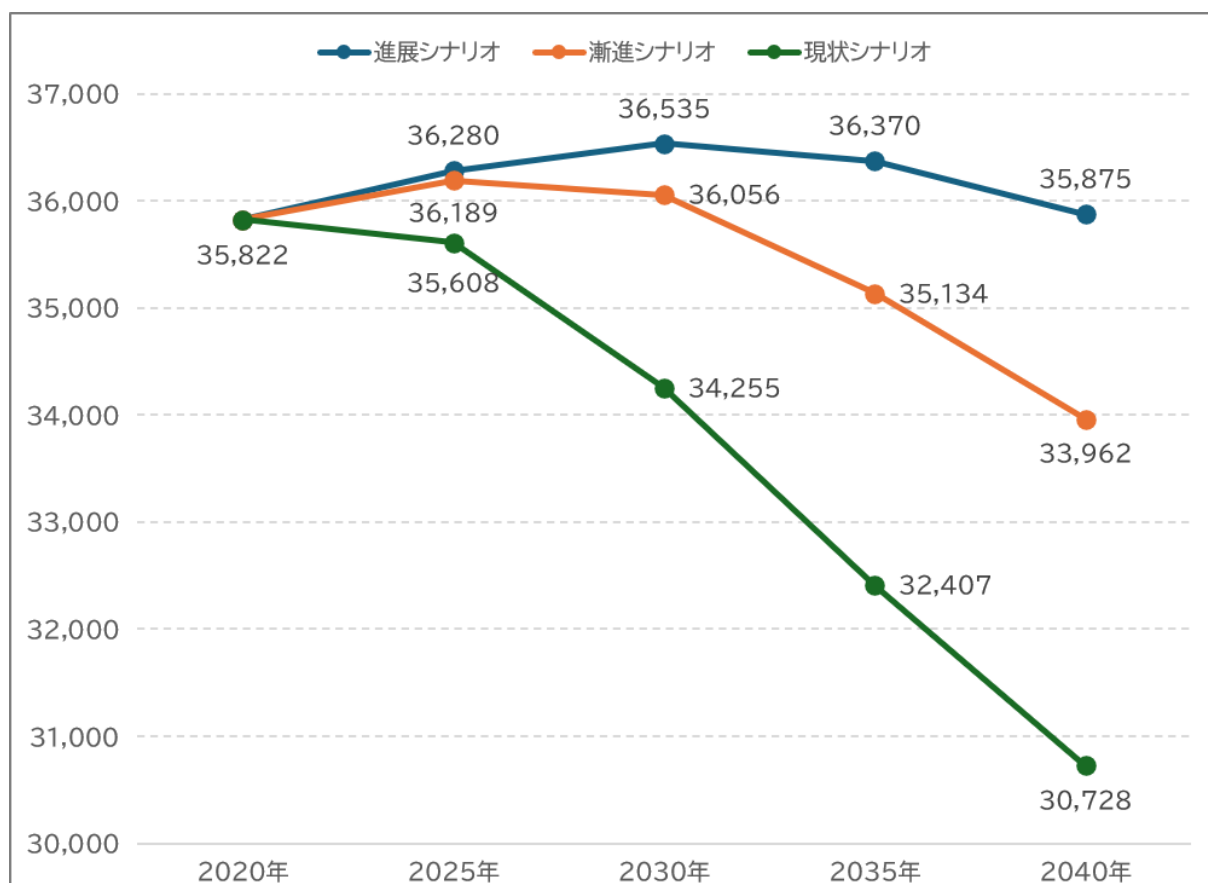
※自然動態（出生・死亡による人口増減）において、合計特殊出生率が2035年に1.35（平成27年大田原市人口ビジョン策定時合計特殊出生率）、2050年に1.47（新とちぎ未来創造プランにおける県民希望出生率）に改善し、社会動態（転入・転出による人口増減）が2035年以降±0になると仮定し、推計しています。

(2) 就業人口

大田原市の就業人口は、令和2(2020)年の国勢調査によると35,822人となっており、平成22(2010)年と比べると2,505人(約6.5%)減少しています。産業別では、第一次産業3,780人、第二次産業11,123人、第三次産業19,000人となっており、特に第一次産業の就業者数の減少割合が大きくなっています。

生産年齢人口の減少に伴い、今後も就業人口は減少すると予想されます。

【就業人口の将来推計】



※独立行政法人労働政策研究・研修機構「2023年版労働力需給の推計(速報)」を基に推計
「進展シナリオ(成長実現・労働参加進展シナリオ)」

各種の経済・雇用政策を講ずることにより、成長分野の市場拡大が進み、女性及び高齢者等の労働市場への参加が進展するシナリオ。

「漸進シナリオ(成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ)」

各種の経済・雇用政策をある程度講ずることにより、経済成長と女性及び高齢者等の労働市場への参加が一定程度進むシナリオ。

「現状シナリオ(一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ)」

一人当たり実質ゼロ成長の経済状況を想定し、労働参加が現状(2022年)から進まないシナリオ。

第4節 土地利用の構想

(1) 土地利用の基本的な考え方

市域を「市街地形成エリア」「工業エリア」「田園共生エリア」「森林保全エリア」の4つに大別し、規制・誘導による適切な土地利用、市街地整備、建築物の制限、公共施設の整備を進めるとともに、集落の活性化と環境維持の両立を図りつつ、幹線道路沿道の開発誘導や農地・森林の保全を推進します。また、商業・医療など都市機能の利便性向上、防災・減災や景観形成に配慮し、空き家・空き地の活用や都市基盤整備によって良好な住環境を維持・形成します。

(2) 新たな土地利用の推進

地域の活性化や人口定着を促進するため、新規産業団地に係る開発適地を検討し、産業団地の造成と企業誘致による「雇用創出」と「人口定着」を図るなど、地方創生に向けた新たな土地利用を促進します。また、用途地域周辺において既に都市的土地利用が進行している地域や、将来的に市街化が予想される地域については、用途地域の指定について検討し、良好な市街地形成を図ります。

(3) 土地利用構想

1) 土地利用区分

1. 市街地(市街地形成エリア)

市街地形成エリアにおいては、利便性を高める都市基盤の整備や公共公益施設の集積を進め、魅力あるまちづくりにより都市機能と居住の誘導を図ります。商業業務系市街地ゾーンでは、建物のリノベーションや空き家・空き店舗、空き地の有効活用、ウォークアブルなまちづくり等により、魅力的な商業地の形成を図ります。また、住居系市街地ゾーンでは、恵まれた自然環境や歴史・文化を生かし、安全・安心で良好な居住環境の形成を目指すとともに、新市街地検討ゾーンでは、将来の市街化を見据え、土地利用の混在を防止するための用途地域の指定等により良好な市街地形成を図ります。

2. 工業用地(工業エリア)

工業エリアにおいては、既存の工業団地等の立地環境を維持・向上させ、操業環境の保全と施設の立地継続を図るとともに、市街地や田園地域との緩衝帯としての緑地の設置などにより、周辺の住環境や営農環境との調和を図ります。また、新たな展開として、新規産業団地に係る開発適地を検討し、産業団地の造成と企業誘致を行うことで、「雇用創出」「人口定着」「地域産業の活性化」を促進します。

3. 農業用地(田園共生エリア)

田園共生エリアとして、農地、平地林、既存集落が共存した良好な田園空間の維持・保全を図ります。優良農地においては、農業後継者の育成や新規就農者の確保による営農促進、農地の集約化などによる農業生産力の向上と農地の保全を図ります。また、耕作放棄地の発生防止に向けた取組を進めるとともに、環境保全の機能をもつ農地や緑地(平地林・山林等)の保全を図ります。

4. 森林(森林保全エリア)

森林保全エリアにおいては、生物多様性の宝庫として、また美しい山並みの保全や自然災害の防止に向け、森林の整備・保全と林業の振興等を図ります。また、自然公園の整備や、豊かな自然環境を活用した観光・レクリエーションの場としての利用を推進するとともに、災害の危険性が高い地域においては、十分な災害対策を講じ、安全・安心な土地利用を推進します。

2) 拠点の設定

地域の特性、規模や担うべき役割に応じて必要な都市機能等を集積し、その機能性を高めるため、以下の8つの拠点を設定します。

1. 中心拠点

中心市街地活性化の拠点性をもつトコトコ大田原周辺を「中心拠点」に位置づけます。市役所、図書館、商業施設などの都市機能や人口の集積を図るとともに、公共交通ネットワークの充実・強化による拠点間の連携を目指します。

2. 地域拠点

市の支所や鉄道駅などの都市機能が一定程度集積している、野崎駅周辺地区、黒羽地区を「地域拠点」に位置づけます。日常生活に必要な店舗や診療所などの生活利便施設の誘導や公共交通の充実などにより、生活の利便性の向上を目指します。

3. 生活拠点

郊外部や中山間地域において、地域の社会教育施設である地区公民館などがあり、地域の中心となっている佐良土地区、両郷地区、須賀川地区を「生活拠点」として位置づけ、コミュニティの維持を目指します。

4. 観光交流拠点

大田原市観光交流センター、道の駅那須与一の郷周辺、栃木県なかがわ水遊園周辺を「観光交流拠点」として位置づけます。広域的な観光の集客を促進するため、情報発信の強化と魅力向上を目指します。

5. 歴史文化拠点

湯津上地区の那須国造碑や侍塚古墳周辺、黒羽地区の黒羽城址公園や大雄寺周辺、佐久山地区の佐久山城跡である御殿山公園や奥州道中佐久山宿の町並みを「歴史文化拠点」として位置づけます。歴史文化資源の保全と活用により魅力ある空間の形成を目指します。

6. 市民交流拠点

トコトコ大田原や中央多目的公園を、子育て世代を含む市民相互及び市内外の交流やレクリエーションの核となる拠点として位置づけ、憩いの場として市民に親しまれるにぎわいの空間の形成を目指します。また、美原公園や水辺公園を、スポーツを通じた交流や高齢者の健康増進を促進する拠点として位置づけ、機能の維持・向上を目指します。

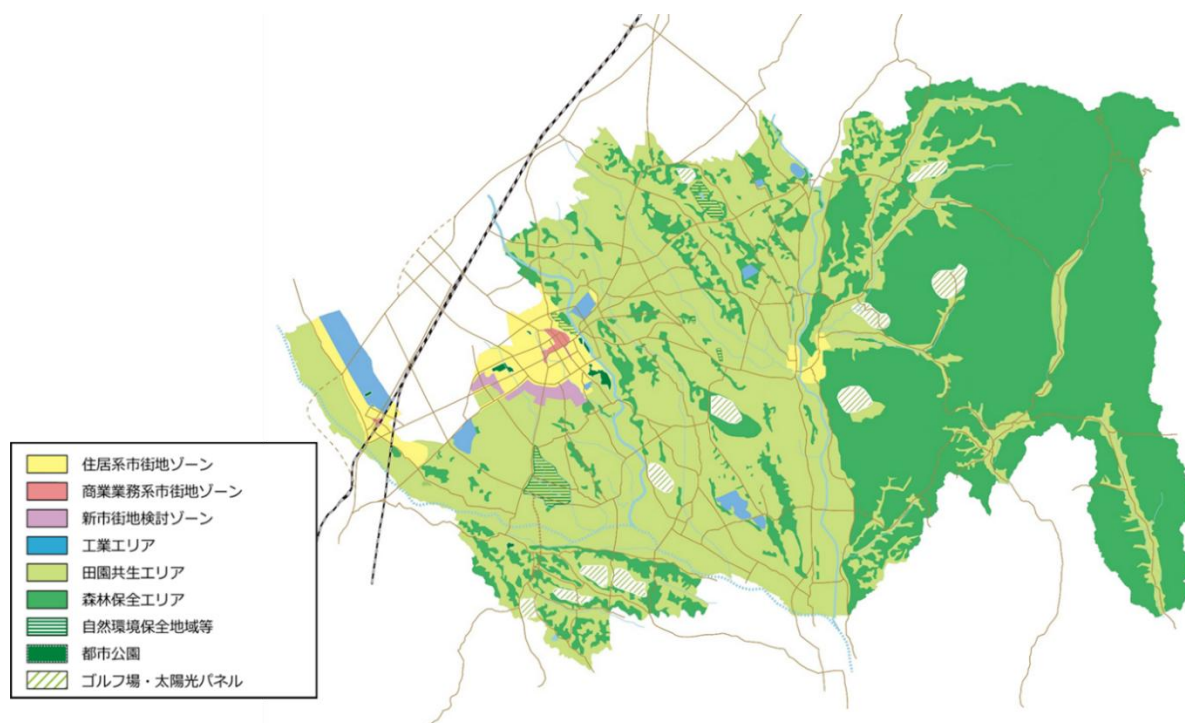
7. 産業拠点

野崎工業団地、野崎第二工業団地、中田原工業団地、品川台工業団地、実取地区を「産業拠点」として位置づけます。製造業等の産業の集積地として機能を維持しつつ、さらに操業環境の向上を目指します。

8. 医療拠点

那須赤十字病院が立地している中田原工業団地を「医療拠点」として位置づけます。地域医療と連携し、健康的な市民生活を支えるとともに、救急医療にも対応した機能の維持・向上を目指します。

【大田原市土地利用方針図】



【将来都市構造図】



出典：大田原市都市計画マスタープラン(令和8年3月)

第3章 施策の大綱

基本政策1 自然と暮らしやすさが調和し、心地よく暮らせるまちづくり

1. 環境保全の推進と循環型社会の構築

市民の良好な生活環境を守るため、省エネルギーの推進やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの導入検討、太陽光発電設備及びクリーンエネルギー自動車の普及を進めます。あわせて、市民・事業者・行政が協働し、自然環境の保全や環境意識の醸成に取り組むとともに、廃棄物の発生抑制や分別、再資源化などの適正な処理を推進し、人と自然が共生する循環型社会の構築を目指します。

2. 潤いと魅力あるコンパクトな都市環境づくり

美しい自然と共生する都市環境の提供や、歴史文化遺産と調和した良好な都市景観の形成によって、市民に身近な憩いと交流の場を確保し、潤いと安らぎのある生活環境の創出を図ります。

また、都市基盤について、計画的な整備・維持管理を進めるとともに、既存施設の有効活用や都市機能の適切な配置を図り、人口減少や高齢化に対応したコンパクトで魅力あるまちづくりを推進します。

3. 安全・安心で利便性の高い道路整備と治水・環境保全のための河川整備

市民生活や地域経済を支える基盤となる道路の整備を進めるとともに、老朽化した道路施設の適切な維持管理を行い、安全・安心で災害に強い交通環境を確保します。また、他地域との連携を強化し、産業振興及び観光支援を促進するため、(仮称)つくば・八溝縦貫・白河道路及び(仮称)北関東北部横断道路の実現を目指します。さらに、洪水等の災害対策、良好な水資源を確保するために適切な河川整備を進めます。

4. 持続可能な地域を維持する公共交通の整備

通勤、通学、買い物、通院といった「くらしの足」を支えるとともに、趣味や余暇のための「おでかけの足」を満たし、生活の質を高める地域公共交通を維持するため、市営バス、民間路線バス、デマンド交通等の利便性向上を図ります。また、公共交通の空白・不便地域における高齢者や障害者といった交通弱者の移動手段の確保を図ります。

5. 安全で持続可能な上下水道の整備と運営

施設の老朽化に伴う更新や耐震化、適正な維持管理を計画的かつ効率的に進めるため、経営基盤の強化を図ります。また、水道の安定供給に努めるとともに、生活排水の適正な処理による水質保全を図り、安全で快適に暮らせる持続可能な水環境づくりを目指します。

6. 誰もが安心して暮らせる住まいづくりの推進

良質な住宅ストックの形成と既存住宅の有効活用を図り、良好な居住環境の形成を目指します。

また、若年世帯、子育て世帯、高齢者世帯等、誰もが安心して快適に暮らせる住環境の整備を進めるとともに、住宅セーフティネット施策の推進や市営住宅の適切な供給・管理、空き家の有効活用に取り組めます。

基本政策2 誇れる歴史、自慢の文化に親しみ、学びと交流が広がるまちづくり

7. 歴史・文化と芸術に触れ、誇りと潤いを育むまちづくりの推進

文化施設の計画的なマネジメントを進めるとともに、文化遺産の活用を図ることで、地域の特色ある歴史・文化・芸術に触れる機会を広げ、市民の郷土への誇りや愛着を高め、次世代へ継承していく体制づくりを推進します。また、市民の主体的な文化芸術活動を支援し、心の豊かさや生活の潤いを実感できる魅力あるまちづくりを推進します。

8. 学びとつながりで未来を拓く生涯学習の推進

市民一人ひとりの多様な個性と能力を伸ばし、生涯にわたって主体的に学び続けられる環境づくりを進めるとともに、学びの成果を地域に生かし、社会に貢献できる機会を広げます。また、誰もが生きがいと自己有用感を実感できる人づくりを推進し、未来を豊かにする学びと交流のまちづくりに市民と協働で取り組みます。

9. 誰もが楽しめるスポーツとレクリエーションの推進

誰もが気軽にスポーツやレクリエーションに親しめる環境づくりを進めるため、各種スポーツ教室の開催や施設の充実を図り、日常的に運動に取り組む習慣づくりを推進します。また、関係団体と連携しながら市民一人ひとりに合ったスポーツの実践を促進するとともに、スポーツ施設の整備を進め、スポーツへの関心と参加意欲を高めるまちづくりを目指します。

10. 多文化共生と広域交流によるひらかれたまちづくりの推進

多様な文化や価値観を尊重し、在住外国人と地域住民が互いに理解し支え合いながら、安心して暮らせる多文化共生のまちづくりを進めるとともに、国際交流や異文化理解の機会を充実させ、グローバルな視野を持つ人材を育成します。また、国内の友好都市や関係自治体との連携を強化し、市民参加型の交流を通じて地域の魅力向上と活力の創出を図ります。

基本政策3 こどもの笑顔と未来が輝く子育て・教育のまちづくり

11. 結婚・出産・子育てを切れ目なく支える包括的支援の推進

結婚や出産、子育てを希望する人が安心してその選択を実現できる環境づくりを進めるとともに、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない支援を充実させます。医療との連携強化や乳幼児健診、相談支援の充実を図り、児童虐待等のリスクの早期発見・早期対応に取り組みます。また、家庭・地域・関係機関の連携を強化し、保育環境の充実を図ることで、安心してこどもを育てられる地域社会の実現を目指します。

12. 未来を生き抜く力を育む質の高い学校教育の推進

こどもたちが変化の激しい時代に対応できる力を育むため、「知(確かな学力)・徳(豊かな心)・体(健やかな体)」をバランスよく育てる教育を推進するとともに、小中一貫教育の充実を図ります。また、ICTの効果的な活用により個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、これからの時代に求められる情報活用能力を育成します。さらに、学校規模の適正化や施設の整備・長寿命化を進め、安全で質の高い教育環境づくりを推進します。

13. 未来を担う青少年の健やかな成長と自立の支援

青少年が健やかに成長し、自ら考え行動できる力を育むため、部活動の地域展開等、家庭・学校・地域が連携した育成環境の充実を図ります。また、体験活動や地域活動への参加機会を広げ、キャ

リア教育を推進し、社会性や協調性を育むとともに、インターネットやSNSの適切な利用など現代的課題への対応力も高めます。さらに、青少年が安心して挑戦できる環境を整え、将来を担う人材の育成を推進します。

基本政策4 地域のなりわいと働く人の活躍により、活気とにぎわいあふれるまちづくり

14. 持続可能で魅力ある農林業の振興

農林業を地域の成長産業として発展させるため、農業においては、生産基盤の整備、農地の集積・集約化及びスマート農業技術を活用した作業効率の向上による農業経営体の育成・規模拡大を進めるとともに、地域の特性を生かした多角的な経営や農林産物の高付加価値化・ブランド化を推進します。また、観光との連携による6次産業化も推進します。林業においては、スマート林業の導入や路網整備等による効率的な運営と優良な森林資源の循環利用を図ります。

さらに、農林業の新規就業者への支援を充実させて、担い手の確保・育成を図り、活力ある農林業の実現を目指します。

15. 地域経済を支える商工業の成長と企業誘致の推進

地域のにぎわいと雇用を生み出す商工業の一体的な振興を図るため、商店街の魅力向上や空き店舗の活用、消費喚起の取組を進めるとともに、中小企業・小規模事業者への支援や創業支援を充実させます。また、企業立地の促進や産業用地の確保、産学官金の連携を通じて、持続的に発展する地域産業の確立を目指します。

16. 地域の魅力を生かした観光と交流のまちづくりの推進

地域の自然や歴史、文化など多様な資源を生かした観光コンテンツの磨き上げと情報発信を強化し、国内外からの誘客を推進します。また、広域連携による周遊型観光の充実を図るとともに、農林業・商工業との連携による体験型観光による関係人口の創出を進めます。さらに、地域ならではの景観や資源を活用し、交流人口の拡大と地域活力の向上につながる持続可能な観光振興を推進します。

基本政策5 保健福祉の充実で、健やかに毎日を送ることができるまちづくり

17. 地域医療と健康づくりを支える安心の体制づくりの推進

市民の健康寿命の延伸を図るため、生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防と重症化予防、ライフコースアプローチ(人生の各段階)を踏まえた健康づくりなど「誰一人取り残さない」健康づくりを推進します。また、感染症予防対策や予防接種の充実を図るとともに、医療機関をはじめとする関係機関との連携により地域医療体制の充実を進め、誰もが住み慣れた地域で安心して医療を受けられる環境づくりを推進します。

18. 高齢者が安心して暮らせる地域包括ケアと福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられるよう、自助・互助・共助・公助の連携による支え合いの体制づくりを進めるとともに、介護基盤の充実を図ります。また、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化を図り、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

19. 誰もが自分らしく暮らせる障害者支援と共生社会の推進

障害のある人もない人も互いに理解し合い、支え合いながら暮らせる社会の実現に向け、地域共生社会の理解啓発の充実とバリアフリーの環境づくりを推進します。また、分かりやすい情報提供や相談支援体制の強化を図るとともに、一人ひとりのニーズに応じたサービスの充実と就労支援を進め、地域の中で自分らしく活躍できる環境づくりを推進します。

20. 支え合いで誰一人取り残さない地域共生社会の実現

地域ボランティアやNPOなど多様な主体の活動を支援し、関係団体との連携強化と体制づくりを進め、地域共生社会の実現を目指します。また、地域と学校の連携により地域福祉への理解と市民参加を促進します。さらに、生活困窮者に対する相談支援の充実による自立に向けた切れ目のない支援や社会的・心理的孤立を深めているケアラーに対する総合的な支援等を行うことで、誰一人取り残さない地域づくりを推進します。

基本政策6 安全・安心な地域社会で、市民一人ひとりが自分らしく暮らせるまちづくり

21. 地域で備える安全・安心な防災体制の強化

災害に強いまちづくりを目指し、自主防災組織等の地域主体の防災活動の促進により、地域で支え合う防災体制の強化を図ります。また、デジタル技術も活用した迅速で正確な情報伝達体制の整備を進めるとともに、地域防災計画の継続的な見直しや訓練の充実により、災害時にも安心して行動できる地域づくりを推進します。

22. 地域で守る安全・安心な生活環境の推進

誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向け、防犯団体や関係機関と連携した見守り活動や啓発を推進し、自主的な防犯活動を支援します。また、交通安全意識の向上に向けた教育や啓発活動を進めるとともに、特に子どもや高齢者の歩行者や自転車利用者の交通事故を防止するため、地域の実情に応じた交通安全対策を推進します。

23. 安心して暮らせる消費生活の支援と被害防止の推進

多様化・高度化する消費者トラブルから市民を守るため、分かりやすい情報提供や啓発活動を充実させるとともに、関係機関や消費者団体と連携した相談体制の強化を図ります。また、特に高齢者など被害を受けやすい人への注意喚起や被害の未然防止や早期発見、早期対応に取り組むほか、デジタル取引の増加にも対応した対策を推進し、安心して消費活動を行うことができる環境づくりを目指します。

24. 多様性を尊重し、誰もがいきいきと暮らせる地域づくりの推進

全ての人が互いの人権を尊重し、多様な価値観や生き方を認め合いながら共に暮らせる社会の実現を目指し、人権意識の向上に向けた啓発や教育を推進します。また、性別にかかわらず誰もが能力を発揮できる環境づくりを進めるとともに、女性の活躍推進や職場・家庭・地域での参画を促進します。さらに、あらゆる差別や暴力の根絶と被害者支援の充実に取り組み、安心して暮らせる社会づくりを推進します。

基本政策7 支え合いとつながりで共創する、魅力と活力あるまちづくり

25. 市民と共に創る協働のまちづくりの推進

市民、地域団体、企業、行政など多様な主体がそれぞれの役割を担い、地域課題の解決に向けて、共にまちづくりを進める協働の取組を推進します。また、市民参加の機会を広げるとともに、世代を超えて情報共有や対話ができる場の充実を図り、広報広聴の取組を強化することで、誰もがまちづくりに関わり、力を発揮できる、活力ある地域社会の実現を目指します。さらに、若者がまちづくりに主体的に参画できる体制づくりを推進します。

26. 広域連携による持続可能な地域づくりの推進

周辺自治体との連携を強化し、広域的な視点で効率的かつ効果的な行政サービスの提供を進めるとともに、地域全体の魅力向上と活力創出を図ります。また、八溝山周辺地域定住自立圏の中心市としての役割を発揮しながら広域連携を推進することで、広域的な課題解決や資源の有効活用を図り、将来にわたり持続可能な地域づくりを目指します。

27. 地域の魅力を生かした移住・定住の促進

地域の魅力や暮らしやすさを分かりやすく発信し、多様なライフスタイルに応じた移住・定住を促進します。また、住まいや仕事、子育てなどに関する支援体制の充実により、移住者が地域に安心して定着できる環境づくりを進めます。さらに、地域とのつながりづくりを支援し、住民と新たな担い手が共に地域を支える持続可能なまちづくりを推進します。

28. 地域で支え合い、つながりを育むコミュニティづくりの推進

市民が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、自治会やコミュニティ組織の円滑な運営と連携を支援するとともに、多様な主体が参加しやすい環境づくりを進めます。また、市民主体の地域活動を後押しし、担い手不足や集落機能の維持に対応します。さらに、デジタルの活用なども検討し、持続可能で活力あるコミュニティの形成と再生を図ります。

基本政策8 持続可能な行財政で、確かな歩みのまちづくり

29. 効率的で信頼される行政運営の推進

多様化する市民ニーズに的確に対応するため、行政評価制度の活用や組織機構の見直し、民間活力の導入などにより、効率的で質の高い行政運営を推進します。また、職員の人材育成及び確保に取り組み、行政サービスの向上を図り、市民から信頼される行政運営を目指します。

30. 将来を見据えた持続可能な財政運営の推進

将来にわたり安定した行政運営を実現するため、中期的な財政見通しに基づき歳入と歳出の均衡を図り、健全な財政運営を推進します。また、事業の見直しや重点化により歳出の最適化を進めるとともに、市税などの自主財源の確保に努め、持続可能で効率的な財政基盤の強化を図ります。

31. 公共施設の適正配置と長寿命化の推進

公共施設の利用実態の変化、施設の老朽化等を踏まえ、公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づき、施設総量の適正化を図るとともに、統廃合や複合化、長寿命化、民間活力の活用等を計画的に行い、財政負担を軽減・平準化することによって、次の世代に健全で安全な公共施設を残せるよう、総合的なマネジメントを実施します。

32. デジタル技術を活用した利便性の高い行政サービスと地域社会の実現

デジタル技術の活用により、行政手続のオンライン化やサービスの利便性向上を図るとともに、誰もが使いやすい行政サービスの提供を推進します。また、業務の効率化やデータの活用により、質の高い行政運営を実現します。さらに、デジタルデバイド(情報格差)の解消に向けた支援を充実させるとともに、多様な媒体を組み合わせた確実な情報伝達体制を構築し、地域全体でデジタル化の恩恵を享受できる、安全で安心な暮らしを支える基盤づくりを推進します。

用語解説

※基本構想（素案）に掲載されている用語のうち、解説が必要と思われる用語について、数字・アルファベット・五十音順に掲載しています。

用語	解説
【数字】	
6次産業化	農林漁業者（第1次産業）が、生産だけでなく加工（第2次産業）や流通・販売（第3次産業）にも一体的に取り組み、農林水産物の付加価値を高める取組。1次×2次×3次＝6次であることが名称の由来です。
【アルファベット】	
AI（エーアイ）	Artificial Intelligence（人工知能）の略。学習・推論・判断など、人間の知的な活動をコンピュータで実現する技術の総称です。
DX（ディーエックス）	デジタル・トランスフォーメーション（Digital Transformation）の略。デジタル技術の活用により、行政サービスや産業構造、人々の生活をより良い方向に変革していくことです。
EBPM（イービーピーエム）	Evidence Based Policy Making（証拠（根拠）に基づく政策立案）の略。統計や各種データなどの客観的な証拠に基づき、政策の企画・立案・評価を行うことです。
GX（ジーエックス）	グリーン・トランスフォーメーション（Green Transformation）の略。化石燃料中心の経済・社会システムを、太陽光などのクリーンエネルギー中心へ転換し、経済成長と環境保全の両立を目指す取組です。
ICT（アイシーティー）	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。情報処理や通信に関する技術の総称で、教育や行政サービスなど幅広い分野で活用されています。
NPO（エヌピーオー）	Nonprofit Organization（非営利組織）の略。営利を目的とせず、福祉・環境・まちづくりなど社会的な活動を行う民間団体のことです。
SDGs（エスディージーズ）	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成27（2015）年の国連サミットで採択された、令和12（2030）年を達成期限とする国際目標で、17のゴールと169のターゲットから構成されています。
SNS（エスエヌエス）	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。インターネット上で利用者同士が情報を発信・共有し、交流できるサービスのことです。
【あ行】	
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良好で満たされた状態にあることを意味する概念。一人ひとりの幸福や生きがい、暮らしの質を重視する考え方です。
ウォーカブル	「歩きたくなる」「歩いて楽しめる」という意味で、まちなかを人中心の空間として再構築し、居心地が良く歩きたくなるまちづくりを進める考え方です。
オーガニックビレッジ	有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村のこと。国が推進しており、市町村は「オーガニックビレッジ宣言」により取組を表明します。
【か行】	
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いた合計を実質的にゼロにすること。我が国は令和32（2050）年までの実現を目標としています。

用 語	解 説
関係人口	移住した「定住人口」でも、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わり、継続的なつながりを持つ人々のことです。
基本構想	総合計画の基本部分として、まちづくりの基本理念、目指す将来像及び施策の大綱を定めるものです。本計画では令和9（2027）年度から令和16（2034）年度までの8年間を計画期間としています。
基本計画	基本構想で示した将来像を具現化するために必要な施策・実施事業を体系的に示す計画です。本計画では前期・後期各4年間で構成されます。
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のことです。
協働	市民、地域団体、事業者、行政などの多様な主体が、共通の目的の実現に向けて、それぞれの役割と責任を担いながら、対等な立場で連携・協力することです。
共創	多様な主体が互いの強みやアイデアを持ち寄り、対話と連携を通じて、新たな価値や地域課題の解決策を共に創り出していくことです。
グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。農業体験や農家民泊などが代表例です。
ケアラー	高齢、障害、疾病等により援助を必要とする親族や身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話などを行う人のことです。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。平均寿命との差を縮めることが、生活の質の向上や社会保障費の抑制につながります。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産むと想定される子どもの数を表す指標です。
交通弱者	高齢者、障害者、こどもなど、自家用車を運転できない、又は公共交通の利用に困難を伴うなど、日常の移動に制約のある人々のことです。
交流人口	その地域に住む定住人口に対し、観光やレジャー、通勤・通学、買い物などの目的で地域を訪れる人々のことです。
国勢調査	統計法に基づき、日本国内に住むすべての人・世帯を対象として5年ごとに実施される国の最も基本的な統計調査です。
国土強靱化	大規模な自然災害等に備え、人命の保護、社会の重要な機能の維持、被害の最小化、迅速な復旧復興を図るため、強くしなやかな国づくり・地域づくりを進める取組です。
コンパクトなまちづくり	人口減少・高齢化に対応するため、住まいや商業、医療、福祉などの都市機能を拠点に集約し、公共交通ネットワークで結ぶことにより、効率的で持続可能な都市構造を目指す考え方です。
【さ行】	
再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど、自然の力を利用し、枯渇せず繰り返し利用できるエネルギーのことです。
産学官金連携	民間企業（産）、大学等の教育・研究機関（学）、国や地方公共団体（官）、金融機関（金）が相互に連携し、新産業の創出や地域課題の解決に取り組むことです。
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えのもと、自治会などを単位として地域住民が自主的に結成し、防災訓練や災害時の初期消火、避難誘導などを行う組織です。
自然動態・社会動態	自然動態とは、出生と死亡による人口の増減のこと。社会動態とは、転入と転出による人口の増減のことです。
市民憲章	市民が共有するまちづくりの理念や行動の指針を定めたもの。大田原市民憲章は昭和49（1974）年に制定されました。

用 語	解 説
自治基本条例	自治体運営の基本理念や、市民・議会・行政の役割と責務、市政運営の基本原則などを定めた条例で、「自治体の憲法」とも呼ばれます。本計画は大田原市自治基本条例第13条に基づき策定されています。
住宅セーフティネット	高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者など、住宅の確保に配慮が必要な方々が安心して暮らせるよう、賃貸住宅への円滑な入居等を支援する仕組みです。
循環型社会	廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進め、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を可能な限り低減する社会のことです。
生涯学習	人々が生涯にわたって行うあらゆる学習活動のこと。学校教育のほか、社会教育、文化活動、スポーツ活動、趣味など、様々な場や機会における学びを含みます。
小中一貫教育	小学校と中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成して、系統的・継続的な教育を行う仕組みです。
趨勢人口	現状の自然動態（出生・死亡）及び社会動態（転入・転出）の傾向がそのまま継続すると仮定した場合に推計される将来人口のことです。
スマート農業（スマート林業）	ロボット技術やICT、AIなどの先端技術を活用し、省力化・精密化や高品質な生産を実現する新たな農業（林業）のことです。
生産年齢人口	生産活動の中心となる15歳から64歳までの人口のことです。
総合計画	自治体のまちづくりの最上位に位置付けられる計画で、行政運営の総合的な指針となるもの。一般に「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されます。
【た行】	
第一次・第二次・第三次産業	第一次産業は農業・林業・漁業など、第二次産業は製造業・建設業・鉱業など、第三次産業は商業・サービス業・金融業など、それ以外の産業を指します。
地域経済循環率	地域内の生産（付加価値額）を地域住民の分配（所得）で除した値で、地域経済の自立度を示す指標。値が高いほど、地域外から流入する所得への依存度が低いことを表します。
地域共生社会	制度・分野の縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のことです。
地方創生	人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指す取組です。
長寿命化	公共施設やインフラについて、計画的な点検・修繕等により劣化を予防し、施設の使用年数を延ばすことで、更新費用の縮減や財政負担の平準化を図る取組です。
定住自立圏	中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する仕組み。本市は八溝山周辺地域定住自立圏の中心市です。
デジタルデバイド	インターネットやパソコン、スマートフォン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる情報格差のことです。

用 語	解 説
デマンド交通	利用者の予約（デマンド＝需要）に応じて運行する公共交通のこと。決まった路線・時刻で運行する路線バスと異なり、需要に合わせて柔軟に運行します。
特化係数	地域のある産業が全国平均と比べてどの程度特化しているかを示す指標。1を上回るほど、その産業が地域の強みであることを表します。
都市計画マスタープラン	都市計画法に基づき市町村が定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。土地利用や都市施設の整備など、都市づくりの将来像を示すものです。
【は行】	
バイオマスエネルギー	動植物などから生まれた再生可能な生物由来の有機性資源（木材、家畜排せつ物、食品廃棄物など）を燃料等として利用するエネルギーのことです。
バリアフリー	高齢者や障害者などが社会生活を送るうえで障壁（バリア）となるものを取り除くこと。物理的な段差の解消のほか、制度や情報、心の障壁の除去も含まれます。
部門別計画（個別計画）	福祉、環境、都市計画など、各行政分野において取り組む施策を具体的に示す計画のこと。総合計画を上位計画とし、整合を図りながら策定されます。
防災・減災	防災とは、災害の発生を未然に防ぎ、被害を出さないための取組。減災とは、災害の発生を前提に、その被害を最小限に抑えるための取組のことです。
【ま行】	
まち・ひと・しごと創生法	人口減少に歯止めをかけ、地域の活力を維持するため、平成26（2014）年に制定された法律。国及び地方公共団体における総合戦略の策定等について定めています。
民間活力の活用	公共施設の整備・運営やサービスの提供に、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的・効果的な行政運営を図る手法です。
目標人口	施策の効果により出生率の改善や転出超過の改善が図られた場合を仮定して推計する、目標として掲げる将来人口のことです。
【や行】	
用途地域	都市計画法に基づき、住居・商業・工業など市街地の土地利用の大枠を定める地域地区のこと。建築できる建物の用途等を制限することで、良好な市街地環境の形成を図ります。
【ら行】	
ライフコースアプローチ	胎児期から高齢期に至る人生の各段階（ライフコース）を通じた健康状態の変化に着目し、生涯にわたって切れ目なく健康づくりを進める考え方です。
ローリング方式	計画の進行管理の手法の一つで、社会経済情勢の変化や事業の進捗状況に応じて、毎年度計画を見直し、修正・補完していく方式のことです。